

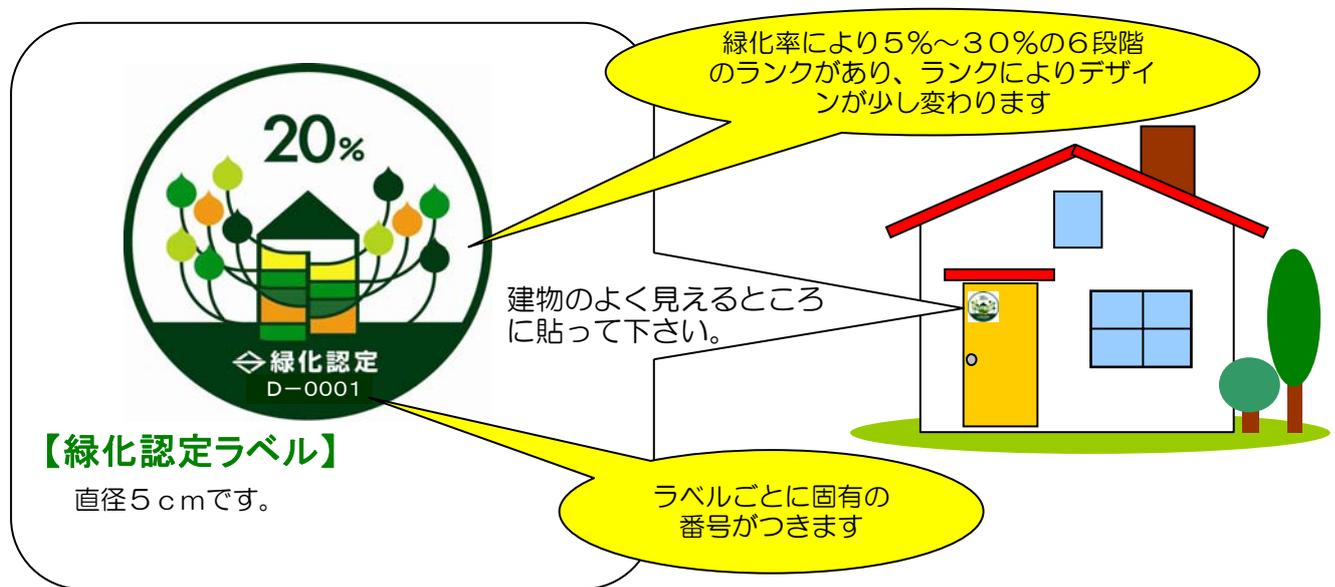
建築物緑化認定証、緑化認定ラベル発行のご案内

横浜市では、「緑の環境をつくり育てる条例」、「横浜市開発事業の調整等に関する条例」、「都市緑地法」等に基づき、500㎡以上の敷地に建築物を建築する際や開発事業を行う際等に、緑化について協議を行っています。

緑化を行ったことの公的な評価や、更なる緑化を促していくため、基準以上の緑化を行っていただいた建築物について、建築物緑化認定証と緑化認定ラベルを発行します。

また、500㎡未満の敷地面積や、既に行った緑化でも、協議・申請していただければ、発行します。

***横浜市内で建築物を所有、管理している方ならどなたでも申請できます。**



●申請方法

- 1 「緑の環境をつくり育てる条例」第4条、第6条、第8条、第9条、「横浜市開発事業の調整等に関する条例」第18条第2項、「横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例」第19条、「都市緑地法」第35条の規定に基づく緑化について申請を行う場合

「建築物緑化認定証」、「緑化認定ラベル」発行の手引き 【緑化認定手引書NO.1】を参照して下さい。

- 2 既に行った緑化や、1の規定以外の建築物緑化の認定について申請を行う場合

「建築物緑化認定証」、「緑化認定ラベル」発行の手引き 【緑化認定手引書NO.2】を参照して下さい。

- * 手引書、申請書類は以下のホームページからダウンロードできます
URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/area-green/ryokukakyougi/>

●発行場所

環境創造局 みどりアップ推進課 公園緑化協議担当 (関内中央ビル6階)
電話 045-671-3946